

証券コード 8098
平成26年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
代表取締役社長 稲畑 勝太郎

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って平成26年6月24日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第153期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第153期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役10名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権の行使の場合

後記（38頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成26年6月24日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせします。

※当社ウェブサイト <http://www.inabata.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国における景気拡大テンポの鈍化やインドでの景気減速がみられましたが、一方で米国での回復や、欧州主要国で持ち直しへの動きがあり、緩やかに景気回復が続きました。

また日本経済も、堅調な株式市場に支えられ、雇用情勢の改善、個人消費の持ち直し、円安による輸出環境の改善などが進み、企業収益の改善を受けて、同様に緩やかに景気回復が進みました。

こうした中、当社グループの連結ベースでの売上高は、561,173百万円(対前期比16.9%増)となりました。利益面では、営業利益10,936百万円(同40.8%増)、経常利益12,454百万円(同29.7%増)、当期純利益8,669百万円(同30.7%増)となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

《情報電子事業》

情報電子事業は、液晶関連の販売増などにより売上が増加しました。

液晶関連では、スマートフォンやタブレット端末の堅調な成長を背景に、パネルメーカーの高稼働が継続し、国内外共に関連部材の販売が好調でした。

インクジェットプリンター関連では、産業用分野での関連部材の販売が伸長しました。

複写機関連では、国内の新規商材の販売が伸長しました。

太陽電池関連では、国内の電力全量買取制度の継続もあり、新規商材やメガソーラー関連のビジネスが伸長しました。

二次電池関連では、電池材料の販売が軌道に乗り始めました。

半導体関連では、装置類の販売が低迷しましたが、関連材料の販売は伸長しました。

これらの結果、売上高は210,703百万円(同9.5%増)となり、営業利益は4,863百万円(同49.7%増)となりました。

《化学品事業》

化学品事業は、スペシャルティケミカル関連とパフォーマンスケミカル関連共に好調で売上が増加しました。

スペシャルティケミカル関連では、自動車用途の難燃材やタイヤ原料の樹脂の販売が伸長しました。樹脂原料・添加剤関連では、特殊樹脂や特殊ゴムの原料輸出が伸長しました。

パフォーマンスケミカル関連では、塗料・インキ業界向けニトロセルロースの販売が伸長しました。ウレタン原料の販売も順調でした。製紙・段ボール関連では、各種澱粉の販売が伸長しましたが、その他薬剤のビジネスは低調でした。

中国では、塗料メーカー向け自動車用硬化剤の販売が伸長しました。
これらの結果、売上高は52,398百万円（同22.4%増）となり、営業利益は862百万円（同154.3%増）となりました。

《生活産業事業》

生活産業事業は、海外での医薬品関連と食品関連が伸長し売上が増加しました。
ファーマケミカル関連では、臨床中の新薬中間体やジェネリック薬用途の開発に注力しましたが、大型新薬の上市が少なかったことも反映し、販売が伸びず微増でした。
環境・ファインケミカル関連では、ホームプロダクツ分野が伸長しましたが、殺虫剤分野は横ばいでした。
食品関連では、国内向けブルーベリーや冷凍野菜類など農産品の販売が堅調でした。水産品では、ウニ、エビの国内向け販売が減少しましたが、米国ではエビの価格上昇やサーモンなど新規商材の販売増により好調に推移しました。
中国では、韓国やタイ向けに冷凍フルーツや水産品のビジネスが始まりました。
これらの結果、売上高は37,653百万円（同5.0%増）となり、営業利益は1,745百万円（同17.0%増）となりました。

《合成樹脂事業》

合成樹脂事業は、アジアを中心に売上が増加しました。
国内の汎用樹脂関連では、公共事業や好調な住宅市場を背景に土木・建築部材向けなどが好調でした。包装材関連では、ポリエチレン樹脂の国内販売が伸長しました。
高機能樹脂関連では、自動車分野とOA分野は概ね好調でしたが、家電分野は苦戦しました。
フィルム、シート関連では、円安の影響により輸入原料の国内販売が低調でした。
スポーツ資材関連では、テニス用グリップテープの海外向け販売が伸長しました。
東南アジアでは、タイで自動車販売失速の影響がありましたが、インドネシアやフィリピンなどを中心に、バイク、自動車、OA関連向けや飲料ボトル用の樹脂の販売が伸長しました。
北東アジアでは、中国において自動車、OA向け樹脂の販売が好調でした。
コンパウンド事業は、概ね堅調でした。メキシコ、フィリピンの新工場の立ち上げは、順調に進みました。
これらの結果、売上高は232,877百万円（同25.1%増）となり、営業利益は2,828百万円（同23.1%増）となりました。

《住環境事業》

住環境事業は、ハウスメーカー及び建材メーカー、住宅設備機器メーカー関連の売上が増加しました。
住宅建材関連では、ハウスメーカーの賃貸住宅向け資材と建材メーカー向け資材の販売が好調でした。輸入木材と木質ボードの販売も堅調でした。
環境資材関連では、住宅設備機器メーカー向けの木質建材の販売は好調でしたが、化成品原料の販売が落ち込みました。
これらの結果、売上高は26,511百万円（同19.1%増）となり、営業利益は343百万円（同115.1%増）となりました。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(3) **資金調達の状況**

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	平成22年度 第150期	平成23年度 第151期	平成24年度 第152期	平成25年度 (当連結会計年度) 第153期
売上高 (百万円)	469,090	464,429	479,942	561,173
経常利益 (百万円)	8,481	8,834	9,603	12,454
当期純利益 (百万円)	7,232	6,297	6,630	8,669
1株当たり当期純利益	111円34銭	97円45銭	104円29銭	137円01銭
総資産 (百万円)	238,272	251,045	276,938	305,037
純資産 (百万円)	72,040	77,730	98,665	115,881
1株当たり純資産額	1,099円77銭	1,201円43銭	1,547円09銭	1,817円68銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第150期は、内需が好調な中国などを中心とするアジア向けの輸出が拡大基調となり、主力の情報電子事業や合成樹脂事業を中心に収益が回復したことにより、売上高、営業利益、経常利益ともに増加いたしました。また、当期純利益についても、関係会社株式売却益の計上等により前期を上回りました。
3. 第151期は、東日本大震災の復旧が徐々に進み、穏やかに持ち直しが見られたものの、大幅な円高やタイの洪水などの影響を受け、売上高及び営業利益は前期を下回りました。一方、持分法投資損益の改善により経常利益は増加したものの、当期純利益は前期を下回りました。
4. 第152期は、米国経済の回復の兆し、アジアの伸長、また日本経済も復興需要の他、後半からの円安を背景にした輸出環境の改善等に支えられ、連結ベースの売上高、営業利益、経常利益並びに当期純利益は前期を上回りました。
5. 第153期は、米国での回復、円安による輸出環境の改善などにより、売上高、営業利益、経常利益並びに当期純利益は前期を上回りました。なお、従来、在外子会社等の収益及び費用は、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。第152期の営業成績及び財産の状況は、遡及適用後の金額を記載しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	平成22年度 第150期	平成23年度 第151期	平成24年度 第152期	平成25年度 (当事業年度) 第153期
売上高 (百万円)	290,190	283,303	277,650	290,181
経常利益 (百万円)	4,156	4,594	5,034	5,588
当期純利益 (百万円)	4,737	3,219	3,366	3,493
1株当たり当期純利益	72円78銭	49円66銭	52円77銭	55円03銭
総資産 (百万円)	169,683	173,788	188,534	193,755
純資産 (百万円)	60,062	64,153	78,478	85,361
1株当たり純資産額	922円75銭	997円88銭	1,236円08銭	1,344円50銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(5) 対処すべき課題

当社は、創業以来の社是ともいえる「愛」「敬」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを「経営理念」として経営の根本に据えつつ、時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続けることを「当社の目指す姿＝Vision」とした経営を進めてまいります。

当社は、2011年春に2014年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「IK2013」を策定し、これまでその達成に取り組んでまいりましたが、2014年3月期は、売上高5,611億円、営業利益109億円と計画目標を上回り、過去最高の業績を達成することができました。

この度、当社は、今後とも持続的な成長を続け、更なる発展を確実にするとの決意のもと、新たに2017年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「New Challenge 2016」を策定しました。

新たな中期経営計画におきましては、最終年度の2017年3月期に、売上高6,200億円、営業利益125億円、経常利益135億円、当期純利益100億円の達成を目指しております。当社としましては、この中期経営計画の達成に向け、以下にあげますような施策を一つずつ着実に実行し、具体的な成果をあげていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

1. 海外事業の更なる拡大と深化

- ・ 中核であるアジア事業の更なる拡大と深化
- ・ アジア以外の新興国への取組みの拡大
- ・ 非日系企業との取引の拡大

2. 成長が見込める市場・未開拓分野への注力

- ・ 自動車分野、環境・エネルギー分野、ライフサイエンス分野への注力
- ・ 新規取引先、新規商材を拡大し、収益の多様化を着実に進める

3. グローバル経営のインフラ整備・拡充

- ・ グローバル経営を支えるリスク管理・経営管理手法の整備
- ・ 情報システム、業務プロセスのグローバルな標準化の推進

4. 将来の成長に向けた投資の実施

- ・ 今後3年間の投資枠を100億円に設定

5. 資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化

6. グローバル人材の継続的な育成

当社としましては、これらの施策を着実に実行することにより、収益基盤を一層強化し、継続的な企業価値の向上に努めていく所存であります。

(6) **企業集団の主要な事業内容（平成26年3月31日現在）**
 当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主 要 商 品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材
生活産業	医農薬・染顔料中間体、ファインケミカル、殺虫剤・トイレットリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック、各種フィルム製品
住 環 境	木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材

(7) **企業集団の主要拠点等（平成26年3月31日現在）**

当 社	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	シンガポール
INABATA THAI CO.,LTD.	タイ バンコク
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	中国 香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国 上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	台湾
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区

(8) 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
情報電子	328
化学品	527
生活産業	169
合成樹脂	2,315
住環境	29
その他	27
全社 (共通)	182
合計	3,577

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
493名	18名増	40歳6ヶ月	13年5ヶ月

(注) 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	16,200千 米ドル	100.0%	半導体関連機器・化学品・合成樹脂製品 等の輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千 バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入 及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	88,000千 香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械 等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	72,143千 人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入 及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千 台湾ドル	100.0	電子材料・半導体関連機器・化学品の輸 出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	23,500千 米ドル	100.0	化学品・電子材料・食品・合成樹脂等の 輸出入及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹 脂・包装関連資材等の販売

(10) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	22,355百万円
株式会社三井住友銀行	18,869
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,164
三井住友信託銀行株式会社	8,650
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,641
日本生命保険相互会社	2,000
株式会社八十二銀行	1,300
株式会社滋賀銀行	1,000
住友生命保険相互会社	1,000
明治安田生命保険相互会社	1,000

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つと考えており、連結純利益の20%から30%程度を配当の当面の目安とするとともに、安定配当部分として、原則として1株当たり最低限年間10円の配当金を維持するよう努めます。あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定していく方針であります。内部留保資金につきましては、将来の成長分野への戦略的な投資や今後の海外事業の拡大に活用していく方針であります。また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を通じて、株主還元、株主価値の向上を図るため、適宜実施していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、1株につき19円とさせていただきます。すでに、平成25年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり11円とあわせまして、年間配当金は1株当たり30円となります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- | | | |
|-----------------|------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 65,159,227株 |
| ③ 株主数 | | 4,579名 |
| ④ 大株主の状況（上位10名） | | |

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	21.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,722	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,540	4.0
JP MORGAN CHASE BANK 385093	2,376	3.7
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736	2.7
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,276	2.0
稲畑 勝雄	1,159	1.8
株式会社みずほ銀行	1,114	1.8
丸石化学品株式会社	961	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	851	1.3

- (注) 1. 当社保有の自己株式数(1,669,578株)につきましては、上記の表及び持株比率の計算より除いております。
2. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	稲 畑 勝太郎	
代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	中 野 佳 信	情報電子部門統括・化学品本部担当・生活産業本部担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役
代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	大 槻 延 広	合成樹脂第二本部担当・住環境本部担当・業務管理室担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	西 村 修	合成樹脂第一本部担当・コンパウンド統括室担当・海外事業室担当兼室長 SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD. 取締役
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	菅 沼 利 之	総務広報室担当・情報システム室担当・人事室担当兼室長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	赤 尾 豊 弘	情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	横 田 健 一	財務経営管理室担当・リスク管理室担当・海外事業室副室長
取 締 役 員 執 行 役 員	佐 藤 友 彦	住環境本部長
取 締 役	福 林 憲 二 郎	住友化学株式会社 顧問・広栄化学工業株式会社 監査役
取 締 役	高 萩 光 紀	JXホールディングス株式会社 相談役
取 締 役 相 談 役	稲 畑 勝 雄	
常 勤 監 査 役	佐 藤 精 一	
監 査 役	越 智 豊	チタン工業株式会社 顧問
監 査 役	鈴 木 修 一	山田・合谷・鈴木法律事務所 弁護士 川崎近海汽船株式会社 監査役
監 査 役	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所

- (注) 1. 取締役 福林憲二郎及び高萩光紀は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木修一及び松山康二は、社外監査役であります。
3. 監査役 松山康二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 高萩光紀並びに監査役 鈴木修一及び松山康二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. なお、上記8名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
望 月 卓	内部監査室長
杉 山 勝 浩	合成樹脂第二本部長
藤 園 弘	北東アジア総支配人
小 田 吉 哉	化学品本部長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 員	支 払 額
取 締 役	13名	325百万円
監 査 役	4名	46百万円
合 計	17名	371百万円

- (注) 1. 上記には、平成25年6月25日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
上記支払額のほか、退任した取締役1名に対し3百万円の役員退職慰労金を支給しております。
なお、本支払いは、平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づくものであります。
2. 上記支払額のうち、社外取締役3名、社外監査役2名の報酬の合計額は28百万円であります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額430百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)

③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 福林憲二郎は、住友化学株式会社の顧問及び広栄化学工業株式会社の社外監査役であります。当社は両社との間に製品の購入及び商品の販売の取引関係があります。

社外取締役 高萩光紀は、JXホールディングス株式会社の相談役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外監査役 鈴木修一は、川崎近海汽船株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

ロ.社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
福林 憲二郎	社外取締役	平成25年6月25日就任以降に開催した取締役会13回のすべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高萩 光紀	社外取締役	平成25年6月25日就任以降に開催した取締役会13回のうち11回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
鈴木 修一	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに、また、当事業年度に開催した監査役会13回のすべてに出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
松山 康二	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに、また、当事業年度に開催した監査役会13回のすべてに出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 福林憲二郎及び高萩光紀、社外監査役 鈴木修一及び松山康二が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	76百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
- 2.当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、タイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。
- 3.当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月9日の取締役会において、内部統制システムの体制整備の基本方針の次の項目につき決議していますが、現在の内部統制システムの体制の整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では社是である「愛」「敬」の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献するという経営理念の下、ビジョンと価値観を定め、これらを全社員並びに広くステークホルダーの方々にもご認識いただけるよう社内及び社外向けのウェブサイトに掲載し、その徹底を図っています。

目指す姿Vision

時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続ける。

価値観IK Values

- ・ 謙虚さと誠実さを基本とする（倫理観）
- ・ 高い理想、大きな夢、熱い心を持って常に限界に挑戦する（志）
- ・ 自由闊達な議論とチームワークを重んじ、社員の成長を大切にす（組織風土）
- ・ 顧客の問題を顧客の立場から解決し、顧客のベストパートナーとなる（機能）
- ・ 世界の人々と価値を共有し、そこに暮らす人々と共に発展する（共生）

【取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしています。また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っています。更に法務、商品管理などの分野のコンプライアンスリスクに対応するため、リスク管理室を設置しております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようになっていきます。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記載していますが、文書管理規程とその細則を制定し、取締役会議事録の保存期間を永久保存として管理することとし、職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程に基づき保存、管理することとしています。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

会社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティなどについて、それぞれ部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、個々の損失の危険（財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク）の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署としてリスク管理室、業務管理室などがあり、それぞれの危険の管理（体制を含む）に関する次のような規程を制定しています。

経営会議規程、審査会議規程、与信管理規程、危機管理規程、稟議規程、部門決裁に関する規則、コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、情報セキュリティ規程、財務報告に係る内部統制基本規程、内部統制委員会規程

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- (1) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行うこととしています。
- (2) 定款に取締役会での決議の省略（書面決議）を定め、簡易な案件に関する承認手続の効率化を図っています。
- (3) 稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っています。

【株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制】

当社グループにおいては、子会社は、グループ会社管理規程により、重要な事項については、子会社が親会社に事前に申請し、承認を受けたうえで実施するルールとし、取締役、支配人、監査役等の派遣も行いながら、財務経営管理室事業管理部及び海外事業室において子会社を管理・指導しています。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われています。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていませんが、監査役からの要請があった場合には、監査役の職務を補助する使用人を置き、その使用人は、取締役から独立し、監査役に従属するものとします。

【取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

監査役監査基準、監査役会規則に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。また、監査役は取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めています。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社57社、関連会社15社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、住環境、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に亘る事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものものないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。なお、平成26年3月31日現在、住友化学株式会社が当社の発行済株式の21.8%（自己株式を除く）を保有する筆頭株主となっておりますが、昭和19年7月に同社の製造する医薬品の日本における総販売元となって以降同社とは良好な関係を保っています。しかしながら、今後、株主の皆様による株式譲渡等によって株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性があることや、今後の事業拡大のため新たに資本市場から資金を調達する可能性があり同社の保有割合が低下する可能性があること等に鑑みると、当社株主全体の利益を毀損する大規模買付行為（以下に定義します。）がなされる可能性があると考えています。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、上記①記載の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

- 1.海外事業の更なる拡大と深化
- 2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力
- 3.グローバル経営のインフラ整備・拡充
- 4.将来の成長に向けた投資の実施
- 5.資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化
- 6.グローバル人材の継続的な育成

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者（以下に定義します。）が現れる危険性を低減するものであるため、上記会社支配に関する基本方針に沿うものと考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

2. 本対応方針が基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

(1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対応措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に

対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は3年間であるところ、その発効・延長は当社株主の皆様の承認を前提としており、当社株主総会において継続が承認されなければ本対応方針は失効し、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	214,659	流 動 負 債	155,076
現金及び預金	23,262	支払手形及び買掛金	84,008
受取手形及び売掛金	144,006	短期借入金	63,134
商品及び製品	38,125	未払法人税等	1,890
仕掛品	332	未払費用	1,083
原材料及び貯蔵品	3,310	賞与引当金	1,171
繰延税金資産	1,058	事業整理損失引当金	40
その他の他	5,764	その他の他	3,747
貸倒引当金	△1,202	固 定 負 債	34,080
固 定 資 産	90,378	長期借入金	13,448
有 形 固 定 資 産	11,656	繰延税金負債	17,608
建物及び構築物	3,881	役員退職慰労引当金	28
機械装置及び運搬具	4,700	事業整理損失引当金	42
土地	2,087	債務保証損失引当金	18
建設仮勘定	134	退職給付に係る負債	1,277
その他の他	852	その他の他	1,654
無 形 固 定 資 産	3,690	負 債 合 計	189,156
投 資 そ の 他 の 資 産	75,031	(純資産の部)	
投資有価証券	69,785	株 主 資 本	80,413
長期貸付金	1,574	資 本 金	9,364
退職給付に係る資産	2,023	資 本 剰 余 金	7,708
繰延税金資産	420	利 益 剰 余 金	64,272
その他の他	2,700	自 己 株 式	△932
貸倒引当金	△1,471	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	34,596
		その他の有価証券評価差額金	33,862
		繰延ヘッジ損益	△20
		為替換算調整勘定	1,609
		退職給付に係る調整累計額	△854
		少 数 株 主 持 分	871
		純 資 産 合 計	115,881
資 産 合 計	305,037	負 債 純 資 産 合 計	305,037

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		561,173
売上原価		522,662
売上総利益		38,511
販売費及び一般管理費		27,574
営業利益		10,936
営業外収益		
受取利息	323	
受取配当金	866	
為替差益	180	
持分法による投資利益	505	
雑収入	835	2,710
営業外費用		
支払利息	938	
雑損	254	1,192
経常利益		12,454
特別利益		
関係会社株式売却益	1,116	
固定資産売却益	220	
関係会社株式評価損戻入益	131	
受取保険金	109	1,577
特別損失		
関係会社整理損失	553	
減損損失	377	
投資有価証券評価損	221	
関係会社株式売却損	136	1,289
税金等調整前当期純利益		12,742
法人税、住民税及び事業税	3,354	
過年度法人税等	174	
法人税等調整額	341	3,871
少数株主損益調整前当期純利益		8,871
少数株主利益		202
当期純利益		8,669

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	9,364	7,708	56,489	△934	72,627
会計方針の変更による累積的影響額			△612		△612
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	9,364	7,708	55,876	△934	72,015
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,518		△1,518
当 期 純 利 益			8,669		8,669
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		1	1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
持分法適用会社減少による増加額			377		377
持分法適用会社減少による減少額			△44		△44
連結子会社の決算期変更に伴う変動			912		912
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	8,396	2	8,398
当 期 末 残 高	9,364	7,708	64,272	△932	80,413

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損	延 滞 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当 期 首 残 高	28,692	30	△3,424	—	25,297	787	98,712
会計方針の変更による累積的影響額			574		574	△9	△47
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	28,692	30	△2,850	—	25,871	778	98,665
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,518
当 期 純 利 益							8,669
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							0
持分法適用会社減少による増加額							377
持分法適用会社減少による減少額							△44
連結子会社の決算期変更に伴う変動							912
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,169	△50	4,459	△854	8,724	92	8,817
連結会計年度中の変動額合計	5,169	△50	4,459	△854	8,724	92	17,215
当 期 末 残 高	33,862	△20	1,609	△854	34,596	871	115,881

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	107,446	流動負債	75,680
現金及び預金	4,226	支払手形	8,328
受取手形	16,533	買掛金	49,466
売掛金	69,317	短期借入金	11,268
商前品金	12,204	1年内返済予定の長期借入金	2,935
前渡金	288	未払金	1,300
前払費用	100	未払費用	175
繰延税金資産	492	未払法人税等	1,085
未収入金	1,037	前受金	91
短期貸付金	2,882	預り金	87
その他の貸倒引当金	546	前受取益	14
	△182	賞与引当金	894
固定資産	86,308	その他の	31
有形固定資産	3,156	固定負債	32,712
建物	1,591	長期借入金	13,448
構築物	16	長期未払金	400
機械及び装置	39	繰延税金負債	17,813
工具、器具及び備品	425	長期預り金	926
土地	1,084	退職給付引当金	104
無形固定資産	3,299	債務保証損失引当金	18
のれん	11	負債合計	108,393
商標権	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,278	株主資本	52,124
その他の	9	資本金	9,364
投資その他の資産	79,852	資本剰余金	7,708
投資有価証券	61,839	資本準備金	7,708
関係会社株式	11,958	その他資本剰余金	0
長期貸付金	1,030	利益剰余金	35,897
従業員に対する長期貸付金	5	利益準備金	1,066
関係会社長期貸付金	3,488	その他利益剰余金	34,830
差入保証金	2	固定資産圧縮積立金	7
破産更生債権等	1,166	別途積立金	31,040
前払年金費用	2,873	繰越利益剰余金	3,783
その他の	493	自己株式	△845
貸倒引当金	△3,005	評価・換算差額等	33,237
		その他有価証券評価差額金	33,257
		繰延ヘッジ損益	△20
資産合計	193,755	純資産合計	85,361
		負債純資産合計	193,755

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		290,181
売 上 原 価		272,618
売 上 総 利 益		17,562
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,045
営 業 利 益		4,516
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	162	
受 取 配 当 金	1,122	
雑 収 入	326	1,611
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	404	
雑 損 失	134	538
経 常 利 益		5,588
特 別 利 益		
事 業 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	213	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	135	348
特 別 損 失		
関 係 会 社 整 理 損	553	553
税 引 前 当 期 純 利 益		5,383
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,333	
過 年 度 法 人 税 等	174	
法 人 税 等 調 整 額	381	1,889
当 期 純 利 益		3,493

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	そ の 他				利益剰余金計		
						利益	剰余	金	剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別 積立 金	繰 越 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	9,364	7,708	0	7,708	1,066	8	29,140		3,712	33,927	△845	50,154
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△0			0	－		－
剰余金の配当									△1,523	△1,523		△1,523
別途積立金の積立							1,900		△1,900	－		－
当期純利益									3,493	3,493		3,493
自己株式の取得											△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△0	1,900		71	1,970	△0	1,969
当 期 末 残 高	9,364	7,708	0	7,708	1,066	7	31,040		3,783	35,897	△845	52,124

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	28,293	30	28,323	78,478
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△1,523
別途積立金の積立				－
当期純利益				3,493
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	4,963	△50	4,913	4,913
事業年度中の変動額合計	4,963	△50	4,913	6,883
当 期 末 残 高	33,257	△20	33,237	85,361

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上	浩一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中畑	孝英	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世	雅也	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は、一部の無形固定資産の耐用年数の変更を行っている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上	浩一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中畑	孝英	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世	雅也	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は、一部の無形固定資産の耐用年数の変更を行っている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

稲畑産業株式会社 監査役会

常勤監査役	佐藤	精	一	㊟
監査役	越智		豊	㊟
社外監査役	鈴木	修	一	㊟
社外監査役	松山	康	二	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(11名)は、任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のために取締役1名を減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	いなばた かつたろう 稲 畑 勝 太 郎 昭和34年12月3日生	昭和64年1月 当社に入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役常務執行役員 平成17年4月 当社取締役専務執行役員 平成17年12月 当社代表取締役社長社長執行役員(現在)	57,000株
2	おおつき のぶひろ 大 槻 延 広 昭和24年11月13日生	昭和47年4月 当社に入社 平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役常務執行役員 平成17年4月 当社関連事業統括室担当・人事総務室長・ 経営企画室担当補佐・海外戦略室担当補佐 ・財務経理室担当・リスク管理室担当・ 人事総務室担当、東京本社担当 平成18年4月 当社海外事業統括室担当補佐 経営企画室担当 平成18年6月 当社住環境本部担当・食品本部担当 平成19年4月 当社海外事業統括室担当 平成20年5月 当社業務管理室担当(現在)兼室長 平成20年6月 当社代表取締役常務執行役員 情報システム室担当・リスク管理室担当・ 財務経理室担当 平成21年6月 当社財務経営管理室担当 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在) 平成22年10月 当社情報システム室長 平成25年4月 当社人事室担当・総務広報室担当 平成25年6月 当社合成樹脂第二本部担当・住環境本部担当(現在)	21,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	にしむら おさむ 西村 修 昭和26年10月25日生	昭和49年4月 当社に入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社北東アジア総支配人 平成15年6月 当社取締役退任 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役執行役員 情報画像本部担当補佐・電子機能材本部担当補佐 平成20年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 海外事業統括室担当 平成22年4月 当社海外事業担当 平成23年4月 当社コンパウンド統括室担当(現在) 平成25年4月 当社海外事業室担当兼室長(現在) 平成25年6月 当社合成樹脂第一本部担当(現在) (重要な兼職の状況) SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD. 取締役	18,200株
4	すがぬま としゆき 菅沼 利之 昭和27年11月6日生	昭和50年4月 当社に入社 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役退任 平成15年6月 当社執行役員 情報電子本部長 平成16年6月 当社電子機能材本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成23年4月 当社経営企画室長 平成25年4月 当社人事室長(現在) 平成25年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 総務広報室担当・情報システム室担当・人事室担当(現在)	15,300株
5	あかお とよひろ 赤尾 豊弘 昭和34年12月19日生	昭和57年4月 当社に入社 平成16年6月 当社情報画像本部長 平成17年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役執行役員 平成23年4月 当社電子機能材本部長 平成24年4月 当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・ 情報電子第三本部長 平成25年4月 当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・ 情報電子第三本部担当(現在) 平成25年6月 当社取締役常務執行役員(現在) (重要な兼職の状況) TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役	13,400株

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	よこた けんいち 横 田 健 一 昭和37年11月3日生	平成8年7月 当社に入社 平成16年7月 当社財務経理室長 平成17年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 (現在) 経営企画室長 平成21年5月 当社内部監査室担当 平成21年6月 当社財務経営管理室長 平成23年4月 当社経営企画室副室長 平成25年4月 当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長 (現在) 平成25年6月 当社リスク管理室担当 (現在)	9,400株
7	さとう ともひこ 佐 藤 友 彦 昭和30年6月22日生	昭和53年4月 当社に入社 平成22年6月 当社任環境本部長 (現在) 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役執行役員 (現在)	14,600株
8	ふくばやし けんじろう 福 林 憲 二 郎 昭和22年9月28日生	昭和46年4月 住友化学工業株式会社 (現 住友化学株式会社) に入社 平成16年6月 同社執行役員 平成18年10月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社代表取締役常務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成25年4月 同社取締役 平成25年6月 同社顧問 (現在) 平成25年6月 当社取締役 (現在) (重要な兼職の状況) 住友化学株式会社 顧問 広栄化学工業株式会社 監査役	0株
9	たかはぎ みつのり 高 萩 光 紀 昭和15年12月3日生	昭和39年4月 日本鉱業株式会社に入社 平成6年6月 株式会社ジャパンエナジー取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社取締役常務執行役員 平成13年6月 同社取締役専務執行役員 平成14年4月 同社代表取締役社長 平成14年9月 新日鉱ホールディングス株式会社取締役 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成22年4月 JXホールディングス株式会社代表取締役社長社長執行役員 平成24年6月 同社相談役 (現在) 平成25年6月 当社取締役 (現在) (重要な兼職の状況) JXホールディングス株式会社 相談役	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	いなばた かつお 稲畑 勝雄 大正15年1月14日生	昭和30年4月 当社に入社 昭和33年4月 当社取締役 昭和36年3月 当社常務取締役 昭和41年4月 当社代表取締役専務取締役 昭和44年5月 当社代表取締役副社長 昭和47年11月 当社代表取締役社長 昭和59年2月 住友製菓株式会社(現 大日本住友製菓株式会社) 取締役 昭和59年10月 同社取締役会長 昭和61年3月 同社取締役相談役 平成10年6月 当社代表取締役会長 平成16年6月 住友製菓株式会社(現 大日本住友製菓株式会社) 相談役 平成21年6月 当社取締役相談役(現在)	1,159,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福林憲二郎氏及び高萩光紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福林憲二郎氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去5年間において、当社の特定関係事業者である住友化学株式会社^注の業務執行者でありました。その経歴は上記の略歴に記載のとおりであります。また、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 高萩光紀氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、高萩光紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
6. 福林憲二郎氏及び高萩光紀氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
7. 「所有する当社株式の数」は平成26年3月31日現在の所有株式数であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役鈴木修一氏及び佐藤精一氏は任期満了となり、越智 豊氏は辞任いたします。

つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	※ うえすぎ たかし 上杉 隆 昭和28年3月4日生	平成16年4月 当社に入社 平成17年6月 当社執行役員 精密化学品本部長 平成19年6月 当社欧州総支配人 平成21年10月 当社NCプロジェクト統括 平成24年4月 当社生活産業本部長 (現在)	11,100株
2	すずき しゅういち 鈴木 修一 昭和32年9月4日生	平成元年4月 弁護士登録 平成17年5月 山田・合谷・鈴木法律事務所を開設 (パートナー) (現在) 平成22年6月 当社監査役 (現在) (重要な兼職の状況) 川崎近海汽船株式会社 監査役	0株
3	※ たかはし よしたか 高橋 慶孝 昭和29年10月14日生	昭和52年4月 本田技研工業株式会社に入社 平成7年4月 ホンダ・トランスミッション・マニュファクチャリング (米国) マネージャー 平成13年6月 広州本田汽車有限公司 (中国) 管理部長 平成19年4月 本田技研工業株式会社熊本製作所事業管理部部长 平成21年6月 八千代工業株式会社監査役 (常勤) 平成25年7月 同社顧問 (現在) (重要な兼職の状況) 八千代工業株式会社 顧問	0株

- (注) 1. ※印の候補者は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木修一氏及び高橋慶孝氏は、社外監査役候補者であります。
4. 鈴木修一氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により監査機能を発揮していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本總會終結の時をもって4年であります。
5. 高橋慶孝氏につきましては、他社での豊富な業務経験を有し、その経験と幅広い見識により監査機能を発揮していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、鈴木修一氏及び高橋慶孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。鈴木修一氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。また、高橋慶孝氏につきましては、同氏の選任が承認された場合には独立役員とする予定であります。
7. 鈴木修一氏は現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、高橋慶孝氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
8. 「所有する当社株式の数」は平成26年3月31日現在の所有株式数であります。

第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、次の候補者を監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	(重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
むらなかとおる 村中 徹 昭和40年6月3日生	平成7年4月 弁護士登録 平成19年4月 同志社大学法科大学院兼任教員(現在) 平成19年11月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士(現在)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村中 徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 村中 徹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により監査機能を発揮していただけると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 村中 徹氏とは、法令に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 「所有する当社株式の数」は平成26年3月31日現在の所有株式数であります。

以上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2)議決権の行使期限は、平成26年6月24日（火曜日）午後5時10分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

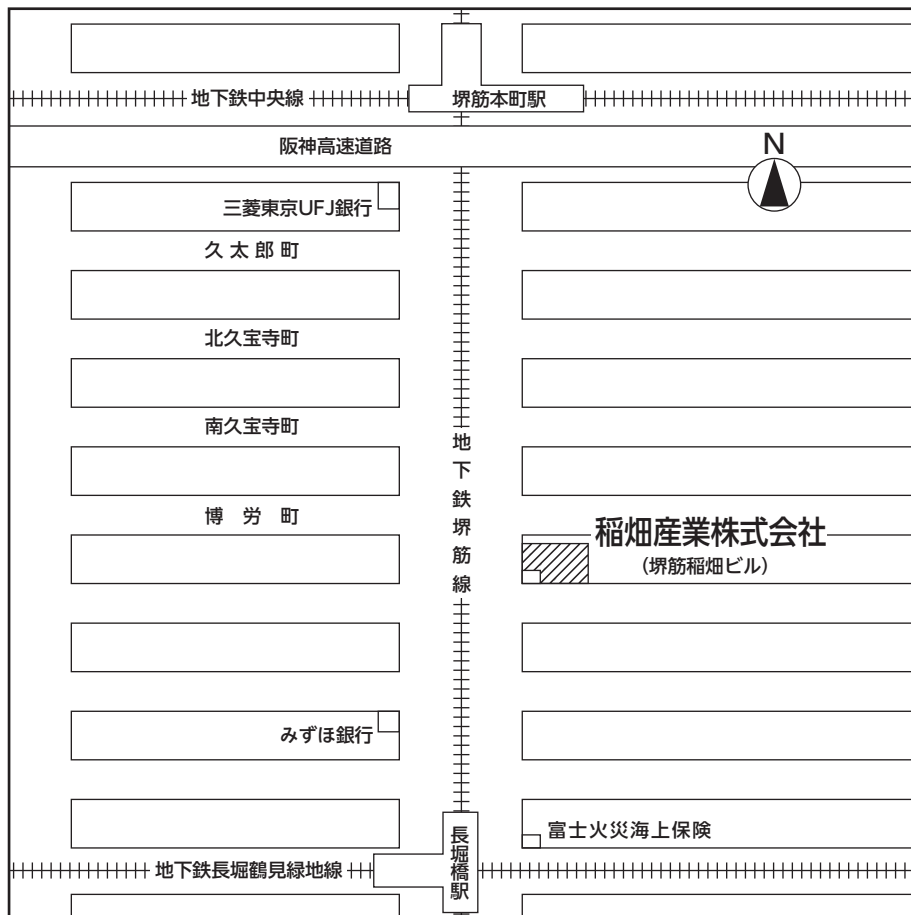
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

大阪府中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
電話(06)6267-6051



- 地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線 長堀橋駅より徒歩約5分
- 地下鉄中央線・堺筋線 堺筋本町駅より徒歩約7分